

“公共施設等の更新問題”を乗り越えるため、あり方を考えよう！

問い合わせ先 市役所南庁舎財産経営課（〒680-0845 富安二丁目 138-4）
☎ 0857-20-3852 ☎ 0857-20-3879 ✉ zaisankanri@city.tottori.lg.jp

私たちの生活は、インフラ（道路、上下水道等）や公共建築物（学校や図書館等）といった公共施設等で支えられています。しかし、これらの公共施設等で老朽化が進み、その対策が全国の自治体において大きな課題となっています。この「公共施設等の更新問題」を乗り越えるため、みんなで一緒に考えていきましょう！

市民政策コメントを募集します

鳥取市公共施設等総合管理計画（素案）

平成26年4月、総務省が全国の自治体に対して、長期的な視点から公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための『公共施設等総合管理計画』の策定を要請しました。

これをふまえ、本市では「安心・安全な市民生活」「健全な財政運営」「多極型コンパクトなまちづくり」の実現に寄与するこれからの公共施設等の管理方針

をまとめた『鳥取市公共施設等総合管理計画(素案)』を作成しました。

資料公開 本庁舎、南庁舎、各総合支所の窓口、本市公式ホームページなど

公開期間 10月5日(月)～30日(金)

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 10月30日(金)必着
※本計画は、公共建築物とインフラを併せて、「公共施設等」と表します。



公開講演会に、ぜひご参加ください！

民間と連携し、他の自治体では見られない公共施設の効率的・効果的な維持管理・運営を進めている千葉県流山市から講師を招き、公開講演会を開催します。

“これからの公共施設マネジメント”について一緒に考えていくため、ぜひご参加ください。（※参加無料）

とき 10月21日(水) 14:00～16:15

場所 とりぎん文化会館 第1会議室(尚徳町101-5)

内容
▶講演 流山市における公民連携の取り組み・事例紹介など

講師：寺沢弘樹さん(千葉県流山市財産活用課ファシリティマネジメント推進室長)

▶鳥取市の取組報告 ほか
申込締切 10月20日(火)までに問い合わせ先まで

インフルエンザ予防接種のお知らせ

問い合わせ先 中央保健センター 予防係 ☎ 0857-20-3191 ☎ 0857-20-3199

対象者

- ① 65歳以上の人
- ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある者として厚生労働省令で定める人（各障がいについて身体障害者手帳1級及び障がいの程度が1級と同程度と証明できる人）
- ③ 満6カ月以上65歳未満の重症心身障がい児または重度の心身障がい者（障がい支援区分6の人）
- ④ 満6カ月以上の就学前乳幼児

接種費用

- ◇対象者①～③
市民税課税世帯の人 1300円
市民税非課税世帯の人 300円
生活保護世帯の人・中国残留邦人の人 無料
- ◇対象者④

医療機関が任意に設定される接種料金から本市が助成する額（※）を差し引いた額

※助成額は接種料金によって異なります。接種料金が2300円以上の場合助成額は2300円です。接種料金が2300円未満の場合は接種料金と同額を助成します。市民税課税世帯、市民税非課税世帯、生活保護世帯とも助成額の上限（2300円）は同額です。満13歳未満の③の対象者を除き、2回

接種が必要な人の2回目の費用は全額自己負担となります。

接種期間 10月1日(木)～12月31日(木)

※ただし、12月中旬に65歳に到達される人（昭和25年12月生まれの人）、60歳に到達される②の対象者（昭和30年12月生まれの人）、満6か月に到達される③④の対象者（平成27年6月生まれの人）は、翌年2月29日(月)まで（年末年始の休診状況については各医療機関にお問い合わせください。）

医療機関 鳥取県東部地区医療機関 ※要予約

医療機関に持参するもの

◎インフルエンザ接種券（①②③）

◎助成券（④）

▶対象者①③④の人および②のうち心臓・腎臓・呼吸器障がい1級を有する人

→9月下旬に接種券・助成券を郵送

▶対象者②のうち心臓・腎臓・呼吸器障がい1級と同程度の障がいがある人

→上記にお問い合わせください。

その他

65歳未満の人（対象者②③④を除く）への市の助成はありません。



ふるさと鳥取市に帰って住もうで！！

「Uターン支援登録制度」の開始について ～Uターン希望者を応援します～

問い合わせ先 市役所本庁舎地域振興課 ☎ 0857-20-3184 ☎ 0857-21-1594

本市の課題の1つとして、10代・20代の進学、就職を主な要因とした市外転出が顕著で、それにより、にぎわいや経済の活性化が阻害されていることがあります。

また、多くの市民のみなさんから、子ども、孫を帰らせたいという切実な思いをお聞きしています。そこで、本市では、進学、就職で市外へ転出された若者の多くに、ふるさと鳥取市へ帰っていただき、にぎわいのある、自信と誇り・夢と希望に満ちたまちづくりを推進するため「Uターン支援登録制度」を開始し、Uターン希望を全力で応援します。

制度の概要

登録方法

「Uターン支援登録制度」をご確認いただき、必要事項を記載の上、電話、郵便はがき、ファクシミリ、またはEメールでお申し込みください。

お申し込み受付後、必要な情報について、後日、調査票を送らせていただきます。

〒680-8571

鳥取市尚徳町116番地

定住促進・Uターン相談支援窓口

（鳥取市企画推進部地域振興監地域振興課内）

☎ 0120-567-464（フリーダイヤル）

☎ 0857-21-1594

✉ chiikishinko@city.tottori.lg.jp



登録者への支援内容

専任の相談員が「しごと」、「住まい」、「暮らし」などの最新で幅広い、ご本人やご家族の人が必要とする情報を提供します。

継続して親身になった対応をしますので、ぜひご登録ください。

登録者

Uターンを希望される人またはそのご家族など

※Uターン支援登録制度申込書は、市役所各庁舎で配布しているほか、本市公式ホームページからダウンロードできます。

市税、保険料などの口座振替の申込がキャッシュカードで簡単にできます

問い合わせ先 出納室 ☎ 0857-20-3321 ☎ 0857-20-3066

キャッシュカードを使って簡単に口座振替の申込ができる「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」を市税などでも利用できるようになります。これまでは金融機関窓口で書類での申込手続きをお願いしていましたが、市役所の窓口で簡単に申込できるようになります。この機会に納め忘れがなく便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。



取扱開始日 10月2日(金)

申し込みできる場所

- ◆債権管理課（市役所南庁舎1階 11番窓口）
- ◆保険年金課（市役所南庁舎1階 20番窓口）
- ◆高齢社会課（市役所南庁舎1階 33番窓口）
- ◆児童家庭課（市役所南庁舎1階 35番窓口）
- ◆建築住宅課（市役所本庁舎1階）
- ◆各総合支所市民福祉課

取扱税目・料金

- ▶市・県民税 ▶固定資産税・都市計画税 ▶軽自動車税 ▶国民健康保険料 ▶介護保険料 ▶後期高齢者医療保険料 ▶保育所保育料 ▶幼稚園保育料 ▶市営住宅家賃、受託県営住宅家賃 ▶市営住宅駐車場使用料、受託県営住宅駐車場使用料 ▶浄化槽使用料 ▶簡易水道使用料 ▶下水道使用料 ▶集落排水施設使用料

対象金融機関

鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、中国労働金庫、ゆうちょ銀行、島根銀行

手続きにご用意いただくもの

- ◆口座振替を希望する口座のキャッシュカード ※左記金融機関のカードに限りません。 ※通帳のお届印は不要です。
- ◆本人確認書類（運転免許証、保険証など）
- ◆口座振替を希望する税、料金の納付通知書

手続きの流れ

- ①端末にキャッシュカードを挿入して暗証番号を入力
- ②出力伝票の内容を確認し、サインして手続き完了

ペイジーはこんなに便利

約5分で口座振替手続きが完了します。口座振替開始までの期間が短縮されます。 ※開始の時期は手続きの際、お問い合わせください。

注意事項

- ◆クレジットカードは使用できません。
- ◆キャッシュカードの名義人ご本人のみの受付となります。
- ◆従来の通帳印と申請書を用いた方法による手続きも継続して行います。この場合は、従来どおり金融機関で手続きをお願いします。